右の者に対する器物毀棄、傷害被告事件(当庁昭和四二年(あ)第九八号)について、昭和四二年一〇月二七日当裁判所がなした上告棄却の決定に対し、右申立人から裁判の解釈を求める申立があつたが、本件のごとく被告人の上告を棄却した最高裁判所は、刑訴法五〇一条にいう刑の言渡をした裁判所とはいえず、これに対し裁判の解釈の申立は許されないから、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主

本件申立を棄却する。

昭和四三年一月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	Ш	幸太	郎